

木津川市教育委員会会議録

平成29年第12回木津川市教育委員会定例会

○日 時：平成29年12月27日（水） 午前9時30分から午前11時00分まで

○場 所：木津川市役所 4階 4-3会議室

○出席者：森永重治教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、高橋史代委員、佐脇貞憲委員
（事務局）竹本教育部長、加藤理事、遠藤理事、大西教育次長兼学校教育課長、
島川担当課長、大溝社会教育課長、肥後文化財保護課長

1. 開 会 教育長
教育長あいさつ

2. 前回会議録の承認
教育長が、第11回定例会議の会議録の承認について提案された。
委員より異議なく承認された。

3. 議事
《議案第33号 木津川市鹿背山城跡発掘調査委員会委員の委嘱について》

教育長が、事務局に説明を求めた。
事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

鹿背山城跡発掘調査委員会委員の任期が平成29年10月15日で満了したことに伴い、
鹿背山城跡発掘調査委員会委員を委嘱するもの。

（次期委嘱任期期間は、平成30年1月5日から平成32年1月4日まで）

委員任期については、条例の規定により2年間と定められているが、鹿背山城跡発掘調査
委員会は、今年度に調査報告書を刊行して解散となる。

今後のスケジュールとしては、今年度に調査報告書を刊行した後に、指定に向けて国と協
議を進めていく。

【質疑応答】

教 育 長：国の指定はいつ頃を見込んでいるのか。

事 務 局：早ければ平成30年度、遅くとも平成31年度中を見込んでいる。

【採決】

教育長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第34号 木津川市文化財補助金交付要綱の一部改正について》

教育長が、この議案については、今年度に京都府が新たに創設した暫定登録文化財の指定を受けた文化財に対する市補助金の交付を含む改正のため、平成30年1月16日開催の市政会議に諮る必要があることから、この議案を廃案することとし、改めて1月30日に開催する教育委員会定例会に議案を提出することを報告した。また、改正する内容については後程、その他の中で概略を説明することを併せて報告した。

なお、この後の議案番号については、1号繰上げることとした。

《議案第34号 公立幼稚園の預かり保育の実施について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

〔説明〕

公立幼稚園において、新たに預かり保育を実施するにあたり、実施内容について教育委員会の議決を求めるもの。

預かり保育は、平成30年5月の家庭訪問終了後から3園同時に試行実施を行う。

試行期間は1年程度を考慮しており、本格施行の時期については状況により判断したい。

対象は4・5歳児で、給食のある火曜日、木曜日に実施する。ただし、園長が行事の有無により実施を判断する。当面は、平成31年2月末までを試行期間とする。

預かり保育の実施時間は、保育終了後の14時から16時30分まで、定員については各園3名から20名とするが、授業参観が理由の場合は定員を設けない。なお、申し込みが3名未満の場合は預かり保育は実施しない。

利用料金は1回あたり300円とするが、16時30分を過ぎた場合は、超過料金として100円を徴収する。ただし、生活保護世帯については免除とする。

利用料金の徴収方法としては、当月の利用回数に応じて月末に各園で現金で徴収する。

予約は、利用月の前月20日までに1か月分の申請を受け付ける。ただし、定員を超えた場合は、事由に関わらず抽選を行う。抽選方法は、エクセルによるランダム抽選とする。

就労が事由の場合でも就労証明書等の提出を求めない。

職員体制は、預かり保育専用の臨時職員を任用することとし、加配教諭の中で時間延長をして対応する。また、加配措置が必要な子どもについては、加配教諭を追加する。

通常担当の加配教諭以外になることもあるので、3園を超えた応援態勢を整える。

その他としては、幼稚園利用料の未納者には利用を認めない。また、おやつは持参とする。

なお、預かり保育の対象者を明確にするために登園時にリボン等の目印をつけるものとする。

例規や予算については、利用料に関して条例の一部を改正し、詳細は要綱を新たに制定する。また、予算については、預かり保育専用の臨時職員について平成30年度当初予算

に計上している。

今後のスケジュールとしては、次回子ども・子育て会議において実施内容を報告する。

次に1月16日の市政策会議で実施に伴う条例の一部改正を提案し、1月開催の教育委員会定例会に条例の一部改正案を提出させていただく。

その後、3月開催の市議会定例会に条例改正案を提出する。議決後に直近の教育委員会定例会に詳細を定める要綱案を提出する。

また、保護者へは、3月の新入園児の会で在園児と合わせて実施案を周知する。

4月の入園式後に具体的なお知らせと併せて翌月の預かり保育実施日を周知して申請を求める予定である。

(預かり保育に関するアンケート集計結果について報告)

【質疑応答】

委員：預かり保育の時間が、14時から16時30分までとの事だが、通園バスを利用している園児の場合、バス待ちで何時頃まで待機しているのか。

事務局：バスが2便あり、2便目のバスが出るのが15時位である。一番長く乗る園児でそれから40分程度であるので、16時までの設定ではあまりメリットが無く、アンケートでも希望が多かった16時から17時の間で、16時30分までの設定をさせていただいた。

委員：今回は試行であるので、状況を見て時間を変えていくことも可能か。

事務局：1年間試行して行く中で、利用者の声や保育の状況を見て検討していく。

委員：16時30分を過ぎて延長料金を設定していると遅れても良いとの誤解が生じないか。また、試行は週2回であるが、本格実施はさらに拡大を考えているのか。

事務局：現在の所は、給食実施日の午後保育と考えており、本格実施についても同様に考えている。

事務局：実施要綱の中でも時間を守っていただく事を強調する。時間延長は体制の問題もあり難しいので、あくまで例外と考えている。

委員：預かり保育利用者は、バスでの送りは無いと考えてよいのか。

事務局：利用者には、園に直接迎えに来ていただく。

委員：バスの利用料はどの様にするのか。

事務局：バス利用料については、登園時の利用だけで月額料金はそのままであることを了解の基で預かり保育を利用していただく。

委員：その他の項目で利用者はバスで送れないことを明記しておいた方が良い。

教育長：利用者の事由として就労や就学があるが、経常的な利用となれば20名の定員で少なくないのか。

事務局：定員については、試行する中で検討していく。

【採決】

教育長が、預かり保育試行の方向性について採決を行い、全員一致で承認された。

4. 教育長報告（平成29年11月28日～平成29年12月27日）

(1) 教育長が、事業報告に基づき報告を行った。

中でも次の点について、詳細の説明があった。

- ・12月2日に開催されたやましろ未来っ子EKIDENでは、残念ながら入賞を逃した。
- ・12月25日は、子ども議会が開催された。

5. その他

(1) 今後の行事予定について

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

(2) 木津川市文化財補助金交付要綱の一部改正について

事務局が、資料に基づき説明を行った。

〔説明〕

文化財補助金交付要綱において、第3条第1号で国及び府が補助事業として認定した事業、第2号において府が補助事業として認定した事業を規定しており、府が新たに創設した暫定登録文化財に関しても補助を行っていることからこの規定の対象となる。また、国においては、建造物の保存活用事業として美装事業を補助対象事業に拡大したことから本要綱の改正を行うもの。

ただし、文化財保存事業と美装事業では保存を、指定文化財等と暫定登録文化財では指定文化財等を優先して補助を行うため、改正の内容としては、建造物の保存活用事業の項を新たに設け、補助限度額を1,000,000円に、暫定登録文化財については、補助限度額の2分の1を上限とする。

また、過去において府の補助金枠の関係から府補助金の額を上回って市の補助金を交付した経過があることから、市の補助限度額については、府が実施する補助事業の補助金の額を超えない額とする改正を加えるものである。

なお、この要綱の一部改正については、改めて1月30日開催の教育委員会定例会に議案を提出させていただく。

(3) スクールミーティングについて

事務局が、1月16日に山城教育局が相楽台小学校で実施する小学校の英語教育に焦点を当てたスクールミーティング実施計画（案）について連絡を行った。

(4) 幼稚園への学校給食の提供について

事務局が、前回の教育委員会以降の経過について報告した。

〔説明〕

1 1月27日開催の教育委員会定例会の時点では、幼稚園への給食提供については週2回の提供、ただし週3回の提供に向けて調整していると報告させていただいた。その後最終的な調整を行い、週3回の提供が実施できることになった。

要因としては、教職員の方に協力を得て、検食者と担任その他の養護教諭等以外の教職員への給食提供を休止することで食数と食缶の減数を図った。

また、幼稚園への配送時間について30分程度遅らせても支障が無い事の確認が得られた。

加えてデリバリー給食とした場合の現行給食費との差額を公費負担とするよりも、本来の給食提供に財源を投入し、委託費の増額、配送車の調達や配送に係る人件費に充てることで加茂給食センターから配送が可能となった事等から週3回の提供が可能となった。

1 1月28日に市議会議員へ週3回の給食提供が可能となったことを通知し、28日から30日にかけて3園と市役所において保護者説明会を開催した。

初日に開催した相楽幼稚園の説明会で週3回の提供を行うことで文書を出し、同日に木津幼稚園及び高の原幼稚園の保護者にも文書を出した。

説明会は落ち着いた雰囲気、出席者は2割弱であった。

説明会で出された意見としては、週3回の提供ができるようになってとても安心した。教育委員会として努力していただいたことについて感謝するとの声を頂いた。しかし、この2か月間とても不安になった。保護者としては、とてもストレスを感じたことを分かっているともうもらいたいとの声もあり、その事については十分にお詫び申し上げた。

また、現在の3歳児が5歳児になった際の平成31年度の体制はいつ分かるのかとの質問があり、平成30年度の食数の確定に合わせて各給食センターの調理体制を見極めながら、平成30年度の1学期中の出来るだけ早い時期にご説明させていただくと回答した。

加えて平成30年度に新入園される方への説明が不足しているのではないかと声があり、改めて通知を出させていただくと共に入園説明会で説明させていただくと回答した。

市議会定例会では、一般質問で今回の混乱を招いた責任はどこにあるのか、2転3転した理由は何かといった質問があり、これまでの経過を説明させていただいた。

また、請願が出されており、1点目は平成31年度も各給食センターの状況を割り増ししなくても週3回の提供をするべき。2点目はデリバリーとした場合の給食費との差額は公費負担するべきとの内容であった。

デリバリーとの差額の公費負担を行うことと平成30年度の週3回の給食提供を行うことで教育委員会は一定努力をしてきたということで請願については採択されなかった。

これらの経過を踏まえて、平成30年度は幼稚園に週3回の給食を提供する体制を取る事及び平成31年度の給食提供体制について検討していく。

(5) 最近の主な新聞記事について、教育長が説明を行った。

(6) 次回教育委員会日程について

次回委員会は、平成30年1月30日(火)午後3時30分から開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。